

仕 様 書

- 1 契約番号 文ス第13号
- 2 契約名 厚生会館モノクロデジタル複合機賃貸借契約（長期継続契約）
- 3 設置場所 福知山市字中ノ170番地の5 福知山市厚生会館
- 4 契約概要 モノクロデジタル複合機 1台
- 5 履行期間 令和4年8月1日～令和6年3月31日（1年8か月）
 - (1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234号の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る福知山市の歳出予算において減額又は削除があった場合、福知山市は、この契約を変更し、又は解除することができる。
 - (2) 前号の場合において、福知山市は受託人に対して事前に通知し、その場合は双方協議するものとする。
- 6 設置機器仕様
 - ア 複写サイズ はがき～A3
 - イ 本体トレイ 2段(A3・A4)+手差し機能
 - ウ コピースピード A4ヨコ 22枚/分以上
 - エ 自動原稿送り装置付き
 - オ 自動両面印刷機能付き（両面自動読込みが可能なこと）
 - カ コピー・ネットワークプリンター機能
 - キ ウォームアップタイム 32秒以下
 - ク ファーストコピー 6.8秒以下
 - ケ 本体寸法 幅700mm×奥行800mm以下
 - コ 月平均使用枚数 約700枚
(ただし、上記枚数はあくまで目安であり、実際の使用枚数が下回る場合もある。)
- 7 機密保持
 - (1) 受注者は、保守の実施にあたって知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らしたり、または他の目的に利用したりしてはならない。契約期間満了後も同様とする。
 - (2) 受注者は、保守作業において、記憶装置を交換する際や契約終了後の機器撤去の際など、記憶装置から情報漏洩の可能性がある場合は、自らの費用負担において、発注者の仕様により記憶されたすべてのデータを完全に消去しなければならない。

8 その他

- (1) 機器の本体搬入・据付・各種設定及び期間終了時の撤去と運搬は受託人の負担とする。
- (2) 適切な取扱説明及び操作指導を実施すること。
- (3) 機器のメンテナンスは月1回以上必ず行うこと。
- (4) 契約期間中に正常に機能しない故障などが生じた場合は、遅滞なく復旧修理する。
- (5) 修理に要した経費及び消耗品（トナー等）は全て保守料金に含むものとする。
- (6) 入札金額は月平均使用枚数の月額使用料と月額機器賃借料の合計額とすること。
- (7) カウンター料金は、1 か月（1 日から当月末までをいう。）のカウント数に契約単価を乗じた額とする。
- (8) 現在の設置場所に設置可能なこと。
- (9) その他この契約で疑義が生じた場合は、市及び受託人双方協議の上決定するものとする。